

○領収書の再発行について

当院では、領収書の再発行はいたしませんので、ご了承ください。

○「個別の診療情報の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成23年2月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査等の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

○「一般名処方」に関するお知らせ

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院ではジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について「一般名処方」を行う場合があります。これにより、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。※

※「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。

これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

○関東信越厚生局に届け出している項目

令和8年度診療報酬改定

- ◆ 時間外対応体制加算1
- ◆① 電子的診療情報連携体制整備加算3
- ◆② 外来・在宅ベースアップ評価料 I・II

※令和6年度の診療報酬改定では、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取り組みとして、特例的な対応を行いました。①・②が対象となります。

令和8年度も改定後引き続き継続して対応します。

電子的診療情報連携体制整備加算3

【施設基準】

オンライン資格確認を行う体制を有していること。

当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

マイナンバーカードの使用率が30%である。

国が定めた施設基準を満たすため、要件に従い下記のとおり診療報酬点数を算定します。

初診時 4点 再診時 2点

令和8年6月1日